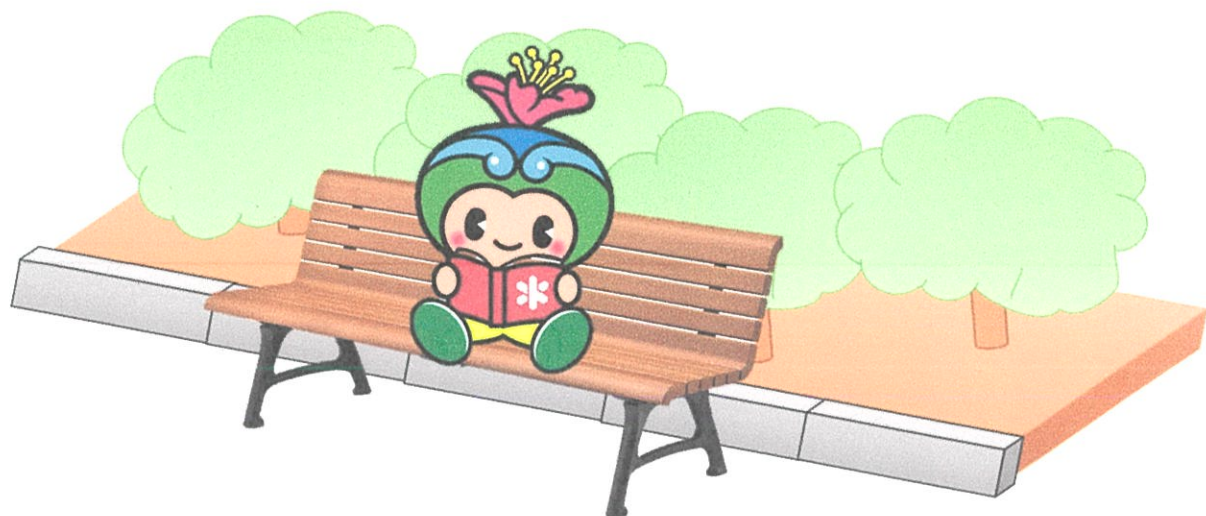


ひと休みベンチについて



富田林市

ひと休みベンチについて

富田林市では、人とまちがにぎわう元気なふるさと富田林の創生を目指し、市民が外出時に安心して休憩できる空間を確保する為に、歩道、公園等にひと休みベンチを設置しています。
そして、この事業にご賛同頂ける方々からのベンチの寄附を受け付けています。

★ 寄附の申出方法について

- 1 窓 口 産業まちづくり部 道路交通課（設置場所：歩道）
産業まちづくり部 農とみどり推進課（設置場所：公園）
- 2 申出方法 市指定の寄附申出書にて申出をお願いします。
- 3 費 用
 - ・別紙①をご参照のうえベンチ購入業者に直接費用をお振込みをお願いします。
 - ・市が工事費を負担します。
- 4 種 類 別紙①のとおり
- 5 設置場所 歩道や公園などの公共用地、その他これに類する場所のうち管理上支障のない場所とし、本市と協議のうえ決定します。
- 6 その他
 - ・寄贈プレートに表示できない個人及び事業所（別紙②のとおり）
 - ・税金の寄附控除が受けられる場合があります。詳細は、税務署にご相談下さい。

1 プレートについて

寄附を頂いたベンチについては、個人名または団体名・企業名をプレートに刻み、ベンチに設置します。

例

寄贈 ○○○○株式会社

2 寄附できない個人、団体及び企業等

- (1) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる者
- (2) 政治団体及び宗教団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (4) 法令等の制限その他の制約がある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

3 設置されたベンチについて

寄附を頂いたベンチについては、一般の利用に供する施設として利用します。但し、老朽化して一般の利用に供することができなくなった場合など、管理者が必要と認めた場合は、撤去または移設することがあります。

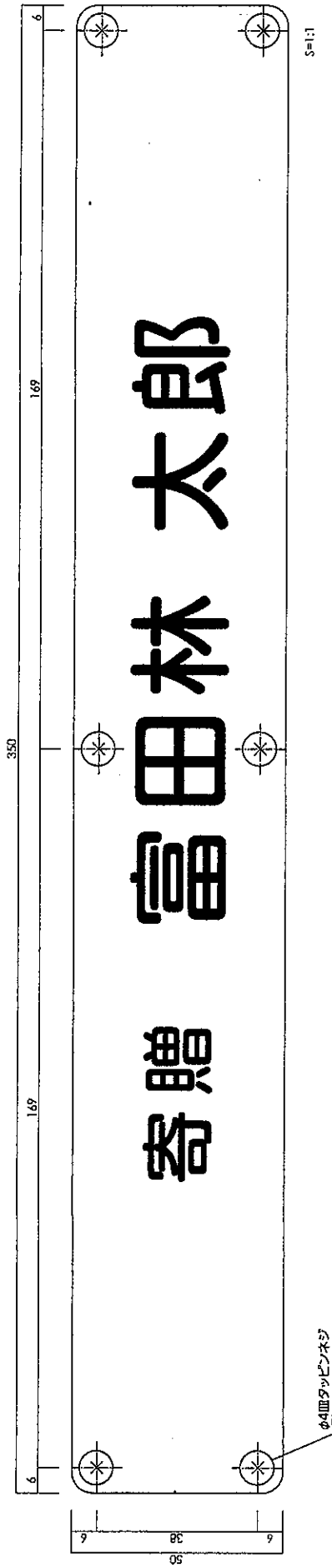
【窓口】

富田林市役所

○産業まちづくり部道路交通課（設置：歩道）

○産業まちづくり部農とみどり推進課（設置：公園）

電話 0721-25-1000



表示基板: 2.0ステンレス鋼板 HL(仕上げ(横目), 全面取り加工)
 表示方法: エッチング(黒)
 書体: UD新丸ゴシック

PROJECT	DATE	2022.01.24	SCALE	1:1	FILE NO.
	DRAWN	運見	CHECKED	小杉	APPROVED
					佐野
					F0109826-500
	PROJECT	寄贈プレート			
	AMOUNT	サイン原稿			

寄附ベンチの種類 (2人掛 幅1200タイプ)

背もたれ有り
固定式




RekwoodII

FL005A-SM-NA-RD

価格 ¥143,000 (税込)

W1200 D591 H750 (SH414) 61kg

仕様

◎ 上台 : レックウッド

◎ 脚 : アルミ合金鋳物 合成樹脂塗装 (アースグレー)

◎ 基礎 : 200×700×200 (2ヶ所)

ひと休みベンチ 写真

